

令和4年度 第5回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和5年3月27日（月）午前10時00分から午前11時55分まで

場 所：文京シビックセンター24階 区議会第一委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 令和5年度高齢者あんしん相談センター運営方針について
【資料第1号】
- (2) 地域ケア会議について（「文京区車いすステーション事業」
試行実施について（案））
【資料第2号】
- (3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿登録の変更について
【資料第3号】
- (4) 令和4年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿
への登録について
【資料第4号】
- (5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新に
ついて
【資料第5号】
- (6) 令和4年度文京区高齢者等実態調査報告書について
【資料第6号】
- (7) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について
【資料第7号】
- (8) 文京区認知症対応型共同生活介護等における転入者の利用に係る
基本方針について
【資料第8号】
- (9) 令和5年度重点施策について
 - 1 ポジティブ・シニアをつなぐ応援プロジェクト（心・技・体）の実施に
ついて（レベルアップ）
【資料第9-1号】
 - 2 I o T高齢者みまもROOM事業の実施について
【資料第9-2号】
 - 3 「チームオレンジB u n k y o」サポーターによる認知症に優しい
まちづくりについて
【資料第9-3号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、
今井 瑠璃、藤田 良治、新井 悟、森田 妙恵子、宮長 定男、木村 始、
高山 礼子、諸留 和夫、安田 剛一、坂田 賢司、古関 伸一、鈴木 悦子
中西 喜久子、小倉 保志、太田 道之、岩波 康人

<事務局>

宮部地域包括ケア推進担当課長、阿部介護保険課長、
進高齢福祉課長、渡部健康推進課長、福澤福祉政策課長

<傍聴者>

3人

1 開会

2 議題

平岡委員長：それでは、令和4年度第5回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

本日は議題が9件ございます。限られた時間ですが、それぞれのお立場、専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力をくださいますようお願いいたします。

初めは、議題の1「令和5年度高齢者あんしん相談センター運営方針について」です。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第1号に基づき、議題1「令和5年度高齢者あんしん相談センター運営方針について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、以上のご説明に関して、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

宮長委員：宮長からご質問申し上げます。

5 ページの項目 8 の災害及び感染症への対応ということですが、1 つは、介護保険法との関係でも、感染症対策を含めた事業継続計画（BCP）の策定義務の猶予期限が来年度いっぱいまで終わりということになりますが、高齢者あんしん相談センター関係では、BCPの策定というのは徹底されて、既に実施されているのかどうかという点が1点。

それから、次の9番のところで、高齢者あんしん相談センターについては、文京区の情報セキュリティに関する規則の対象に含まれていると理解しているのでしょうか。

その2点を伺いたいと思います。

平岡委員長：よろしいでしょうか。お願いします。

官部地域包括ケア推進担当課長：まず、BCPにつきましては、高齢者あんしん相談センターの運営は区からの委託事業ということになっていきますので、区のBCPの計画の中に包含されております。

それから、2点目につきましては、区の個人情報保護の条例や情報セキュリティに関する規則に準拠しております。

平岡委員長：どうぞ。

宮長委員：8番の災害及び感染症への対応に関するBCPの策定については、実は、事業継続計画の策定だけではなくて、訓練等も含まれていて、訓練などが計画的に実施されていないと事実上BCPは的確でないということになりますので、その点は、区の考え方を準拠しているということではありますが、やはりBCPに基づく各事業所の訓練等についても詳細に規定をして実施していくことが必要ではないかと意見を申し上げておきたいと思います。

それから、もう1つの個人情報の保護との関係で、なぜ区のほうの情報セキュリティに関する規則との関係を聞いたかといいますと、実は、ざっくばらんな話を申し上げますと、我々事業者も、個人情報保護の色々な規定を作っているのですが、やはりSNSの急速な発展という事態の中で、これまで持っていた

個人情報保護の方針で的確なのかということが問われてきている場面があると思います。

職員間でのLINEの使用など、SNSの世界では私などには想像できないような色々な活用がされてきていることを考えると、やはり情報セキュリティに関する対応をバージョンアップしていかないと、とんでもないことが起きるのではないかと。

それが例えばまたSNSの世界に流されちゃったらもう消せないみたいなことが起きちゃうわけですから、その辺についての区の対応はどういうふうを考えておられるのかというのだけ伺って、私の意見にしておきたいと思います。

平岡委員長：はい、どうぞ。

宮部地域包括ケア推進担当課長：区のほうでも、個人情報保護につきましては、センターの職員を集めた研修などを実施していますので、そういったところでしっかりと情報セキュリティの管理につきましては徹底するというようなことを研修の場面等を通じて周知していきたいと考えております。

平岡委員長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

宮長委員：ぜひ、研修だけではなくて、こういう規定の関係でもそういうものに対応できるような整備が今後必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

平岡委員長：ありがとうございました。

岩波委員、どうぞお願いします。

岩波委員：公募の岩波でございます。

今、ケアマネジャーの世界でちょっと言われているMCSにつきましては、高齢者あんしん相談センターの機能強化の中で教えていただけるのでしょうか。

また、個人情報はMCSを使った場合にどのようになるか、分かる範囲でいいですから教えていただければと思っております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。

宮部地域包括ケア推進担当課長：MCSにつきましては、地区医師会に運営を委託しておりまして、多職種の方が招待制で入っております。

使い方につきましては、昨年の秋にMCSの使い方等についての研修会を実施しました。

あとは、事業者に問い合わせいただければMCSの使い方についてレクチャーを受けられるというような環境もごございます。

個人情報の取扱いにつきましては、MCSの限られたネットワークの中でのやり取りを行い、グループから外れる方がいらっしゃる場合にはしっかりと抜いて管理をしていく形になっております。

平岡委員長：それでは、そのほかご質問、ご意見どうぞ。

木村委員：文高連の木村です。

8番の災害及び感染症の対応の部分で、今、こういう問題が起きたときに一番現場を知っているのは、諸留さんのところの文町連の町会ではないかと思えます。

ところが、町会の中で、一つの例として、私の住んでいるところはマンション化されてきて、マンションで一括で町会に入っていましたが、脱退するという動きが出始めています。

平岡委員長：ありがとうございました。

何か説明していただくことありますか。よろしいですか。どうぞ。

宮部地域包括ケア推進担当課長：避難行動の要支援者に関しましては、実態を把握して、高齢者あんしん相談センターとも情報を共有して、避難行動につなげていくのですが、今、木村委員おっしゃったとおり、マンション1棟が抜けて、その後、要支援者の扱いがどうなっているとか、そういった問題が出てくるかなと思いますので、防災課とも連携をしながら、色々な対応を考えていく必要があるのかなと考えております。

平岡委員長：ありがとうございました。

重要な課題の提供をいただいたということで、またご検討いただければと思います。

そのほかの点でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、議題2に進みたいと思います。「地域ケア会議について「文京区車いすステーション事業」試行実施について（案）」事務局から説明をお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第2号に基づき、議題2「地域ケア会

議について（「文京区 車いすステーション事業」 試行実施について（案））」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、このことにつきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。はい、どうぞ。

宮長委員：以前の委員会でもこのことが議論になりましたが、早速こうやって試行実施をしてくださることについては、大変感謝しております。

試行は試行で行われることになるかもしれませんが、以前の委員会で私もちょっと発言しましたが、お亡くなりになった方の車いすがどんどんたまって、私の事業所だったら事業者として引き取らなきゃというような状況になって、もっと有効活用できないかという点でお話をしたことがありました。

例えば、文京区でいえば、春日の自転車保管所と、それから、第一保管所の関口の高架の下でありますよね。例えばそういうところへ非常勤の職員さんが区民から送られた車いすを整備して、こういうところへ配置するというような考え方はないのでしょうか。

また、なかなか難しいのであれば、シルバー人材センターと連携して、そういうことをやってもらえないのでしょうか。

平岡委員長：はい、どうぞ。

宮部地域包括ケア推進担当課長：ありがとうございます。

確かに、車いすにつきましては、前回もお話がありましたとおり、一部社会福祉協議会さんのほうで対応ができるものもありますよというようなご案内もいただいたところでございます。

また、区のほうで一般の方たちに貸出をしますので、今回につきましては、新たに区で用意をしてやっていくということになりますが、車いすのリサイクルをどういうふうにやっていくのかというのは、今後考えていきたいと思っております。

平岡委員長：はい、どうぞ。

鈴木委員：公募の鈴木です。

以前、うちで車いすが必要になったので、地域活動センターに借りに行った

のですが、空気が入っていないくて、他の地域活動センターに行くことになりました。そちらでは空気が入っていたのですが、メンテナンスはどうやっていかれるのでしょうか。

それから、車いすステーションの参加機関は富坂圏域と大塚圏域に偏っていて、駒込方面などはないのですが、これから増やす予定でしょうか。

平岡委員長：はい、どうぞ。

宮部地域包括ケア推進担当課長：メンテナンスにつきましては、定期的なメンテナンスと日頃のメンテナンスとあると思いますが、日頃のメンテナンスにつきましては、貸出場所で実施をして、1年とか2年とか定期的な点検につきましては、業者さんを入れての点検を考えております。

それから、駒込方面など貸出場所が少ないということですが、今回はまず、富坂と大塚圏域での試行実施という形になりますので、こちらで実施した内容で課題などを洗い出して問題なければ、そのほかの地域にも展開していくことを考えております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

諸留委員：文町連の諸留です。

車いすステーション、非常にありがたいと思います。音羽の地域活動センターに車いすの置き場所があるのですが、保管場所の確保も結構大変だという話が前も出ていましたが、音羽の場合は一番遠く、エレベーターを上がって行って、一番隅っこの遠い場所に保管してあるのです。

これから区の建物もどんどん建っていくわけなので、先んじて、そういう車いすを保管する場所を考えて設計をしてもらうようにしていかれたらいいのではないかと思います。以上です。

平岡委員長：ありがとうございました。どうぞ。

宮部地域包括ケア推進担当課長：諸留委員おっしゃいましたとおり、確かに、公有地に色々これからできていく中で、車いすの貸出場所もどういったところにどのくらい作ったらいいのかということもあるかと思いますが、利便性向上や貸出状況などを見ながら、新しい施設ができるときには車いすの貸出場所としても必要かどうかということ判断していきたいと思っております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題の3「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿登録の変更について」です。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第3号に基づき、議題3「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿登録の変更について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。ご質問、ご意見があればお願いいたします。では、次の議題に進みたいと思います。議題の4「令和4年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第4号に基づき、議題4「令和4年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

以上の説明について、ご質問・ご意見はありますか。

はい、どうぞ。

森田委員：事業者は、地方の長野県とか大阪府とかいらっしゃいますよね。この場合、予防のケアプランを作るのには、各担当の高齢者あんしん相談センターのところにケアマネージャーが常駐するのですか。訪問とか、情報収集とかはどうやってやるのかなと思いました。

宮部地域包括ケア推進担当課長：こちらの方たちは、それぞれの所在地に住所を移している方で、基本的なやり取りについては書類のやり取りで、直接会ったりすることはないということでございます。

平岡委員長：要するに、住民票はこちらにあるけれども、長野県等で生活しておられる方に関するケアプランを担当されるということで、区の承認の手続が必要で、今回このご提案をいただいたということですね。

森田委員：確認ですが、文京区民で長野県とか大阪府にいらっしゃる方のケアプ

ランなどを作るということですか。

官部地域包括ケア推進担当課長：そういうことになります。

森田委員：はい、分かりました。ありがとうございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。その他、ご質問、ご意見があればお願いします。では、よろしいでしょうか。登録について承認をするということにしたいと思います。ありがとうございました。

－資料第4号「令和4年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」は、了承された－

平岡委員長：続きまして、議題の5「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について」です。では、事務局から説明をお願いいたします。

官部地域包括ケア推進担当課長より資料第5号に基づき、議題5「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい。よろしいでしょうか。

－資料第5号「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について」は、了承された－

平岡委員長：では、次の議題に進みたいと思います。議題の6「令和4年度文京区高齢者等実態調査報告書について」です。事務局から説明をお願いします。

阿部介護保険課長より資料第6号に基づき、議題6「令和4年度文京区高齢者等実態調査報告書について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。ご質問、ご意見があれば、お願いいたし

ます。それでは、よろしいでしょうか。次の議題に進みたいと思います。議題の7「指定地域密着型サービス事業所の指定状況について」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長より資料第7号に基づき、議題7「指定地域密着型サービス事業所の指定状況について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

では、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

はい、どうぞ。

宮長委員：資料第4号、5号に関連していますので、新しい指定のみならず、更新の問題も含めて、先ほどの資料第4号のところなどでは、長野県のサイトや栃木県のサイトで確認など色々出ていました。

今挙げた自治体がそうだというわけではないので、誤解されないように言いたいのですが、全国の事業者でよく話し合っていますと、「うちの市では、8年、9年経っても実地指導来ないよ」というようなことが結構話題になるんですね。

つまり、事業所を訪ねてきて、役所のほうが、どういう運営をしているかと、実際の帳簿等も調べて、エビデンスがある検査をするのですが、そういうことになるという運営指導をどの時期にやられて、どういう指摘をされているのかということなどは、サイトをご覧になって確認をしているのでしょうか。いかがでしょうか。

阿部介護保険課長：介護保険課長からお答えさせていただきます。

今回、資料第7号で報告された、特定の利用者についての指定というところですね。他区などに所在する事業所の状況については、必要に応じて情報提供いただく形で把握するような形は既にしてございますが、全ての事業所についてそこまでできているかというのは難しいところではございますが、なるべくそのような形で、情報について把握できるようにしているところでございます。

宮長委員：分かりました。参考として意見を述べておきたいと思います。

平岡委員長：ありがとうございました。どうぞ。

鈴木委員：今の地域密着に関連しているのですが、本日配られた「文京区 地域密着型サービス事業所紹介ブック（令和4年度版）」のパンフレットですが、全部の事業所が記載されているわけではないですよ。どういう基準で記載されているのでしょうか。

平岡委員長：はい。お願いします。

阿部介護保険課長：介護保険課長がお答えさせていただきます。

今回の事業所の紹介ブックでございますが、基本的には、事業所のほうのご協力をいただいて情報提供いただいたものを載せさせていただいておりますので、中にはご協力いただけないというところもございます、なるべく全ての事業所をお載せはしたかったのですが、そういう関係もございまして、協力いただいた事業所のみ情報提供という形にさせていただいているところでございます。

平岡委員長：はい。この写真つきの説明の原稿を出していただいた事業所が、最後のリストにも含まれているのは、そういう事業所に限るといことでよろしいでしょうか。

それでは、この議題については、そのほかご質問、ご意見ございませんでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、議題8「文京区認知症対応型共同生活介護等における転入者の利用に係る基本方針について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

阿部介護保険課長より資料第8号に基づき、議題8「文京区認知症対応型共同生活介護等における転入者の利用に係る基本方針について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。はい、どうぞ。

宮長委員：宮長です。

私も、認知症高齢者グループホームの運営事業者なので、こういう明文規定をしていただくのは大変助かることで、歓迎したいと思います。

23区中、こういう明文規定を持っているのはどのくらいあるのかというのを

ちょっとお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

阿部介護保険課長：介護保険課長よりお答えします。

今回この基本方針を策定するに当たっては、ほかの自治体のほうも参考にさせていただいたところではございますが、23区内でもあまりなく、荒川区などです。あと近隣では川崎市、川崎市、松戸市とか、そういった自治体の状況等を参考にさせていただきながら、文京区に適した形の基本方針ということで、内容については検討させていただいたところでございます。

宮長委員：私のところでも色々な例がありました。お母さんを愛媛県の松山市に置いて、娘さんは結婚して来ているが、お母さんは高齢で認知症になってしまった。そうすると、どうしてもそのままひとり置いていけないので、娘さんが東京に引き取ると。ところが、娘さん夫婦は共働きで日中見ているというのはなかなか難しいし、夜もなかなか難しいという例など。

田舎にひとり、おじいちゃんおばあちゃんを置いてくるということが現実問題としてたくさん起こっているということでいえば、こういう規定を設けていただくことで、何らかの形で救済されればよいと思います。

もう1つ、私も小規模多機能事業をやっている、3か月規定がありませんので、当面、小規模多機能をお使いいただきながらグループホームへの入居につなげていくというのは、意外と高齢者あんしん相談センターやケアマネの方々も、小規模多機能のことを詳しく知らない人が結構いますし、やはり、小規模多機能を活用しながら転入した方のグループホーム利用につなげていくというソーシャルワークをやっていただくことが非常に重要なのではないかと思います。

もう1点、関連して伺っておきたいのは、全国の自治体で事業者から出ているのは、地域密着型を超えての利用の問題をどうするのだという話が結構出ているんですね。もちろん文京区も柔軟に自治体間の調整をさせていただいているということ承知の上なのですが。

例えば、私の住んでいる千石でいえば、千石4丁目と巣鴨で、家は両区にまたがっているのですが、玄関がたまたま豊島区にあるから、住民基本台帳法ではそちらの住所になるわけですね。そうすると、地域社会では文京区の千石とつながっていて、すぐそばに地域密着型の事業をやっているのだけれども、ど

うなのこれというような話がよく出るんです。

そういう問題を含めた、地域密着型特有の利用が可か不可なのかというところあたりの文京区の姿勢というのはどういう状況にあるのでしょうか。

阿部介護保険課長：介護保険課長よりお答えします。

基本方針を策定するに至った経緯として、他区で親御さんが施設に入所されていて、もともと文京区にいらっしゃったという方で、住み慣れた文京区のほうで何とかそういう施設に入れたいかというところで、ただ、原則3か月要件というところでは、その間どうやってサービスにつないでいったらいいかというところをお困りになって、お問い合わせいただいたことを踏まえました。

原則の部分は維持しつつ、そういった色々な要件を設けることで、3か月に満たなくても、待機されている方の状況や事業運営に支障がない形で何とかこの要望を取り入れられないかというところで、今回基本方針を作らせていただきました。

4月以降、各事業所に周知をさせていただきますが、それが適切な運用をされることで、そういった事例、特に住所地特例とかでいらっしゃる方などのサービス提供には寄与できるかなと思っております。

2点目ですが、原則論でいえば居住地、お住まいのところのサービスを使っていくことになると思いますが、そこはケアマネジャーさんとのつながりの中で、どうしても文京区のほうを使いたいということであれば、そこはまた状況を見ながら、事業所と相談をいただいて、個別の対応というところは検討できるのではないかなと思っております。

平岡委員長：ありがとうございました。

岩波委員、お願いします。

岩波委員：どうもありがとうございました。

作成するにあたって、職員を含めて随分苦勞されたことだと思いますが、色々交渉する中で、苦勞がにじみ出る表現をできればしていただきたいなと思います。職員がこれだけ考えたんだというふうな気持ちを込める文章にしていたくともっとよかったなと思いました。

別に回答はいいですが、今後そういうふうな、ご苦勞がにじみ出るような表現をペーパーにしていただければと思っております。以上でございます。

平岡委員長：ありがとうございます。

阿部介護保険課長：介護保険課長です。

基本方針は文章ですので、なかなか気持ちという部分を表現するのは難しいかと思いますが、実際、お問い合わせいただいてから検討するのに内部的に時間をいただき、職員等も検討しながら、今回このような形でお示しすることができたというところです。

まずはこの運用の中でまた次の課題が出てくるようであれば、基本方針については見直す必要があるかと思っています。

別件で、先ほどの事業所紹介ブックですが、今回、希望されるところを掲載させていただいているところがございますが、巻末のほうに事業所一覧をお載せしてあります。そこに所在地とか電話番号等をお載せしてございます。

具体的なお写真などはご紹介できていませんが、個別に紹介できていないところも一覧の中でご案内させていただいていますので、それをご参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

平岡委員長：失礼しました。ちょっと私が勘違いしたのですが、この事業所一覧は全ての事業所が入っていて、掲載ページに書いていないものは、その紹介の記事、写真はないということでした。失礼いたしました。

岩波委員のご意見について今お答えいただきました。従来はこのように周知していたけれども、区民の切実な要望があるから、このような点も様々考慮してこうなったということなのでしょうけれども、こういう文書、書面では説明しにくいということかと思っていますので、事業者の方とか区民の方に説明する場合には、そのようなことも付け加えていただけると、納得が行くということもあるかもしれません。ありがとうございました。

そのほかの点で、よろしいでしょうか。はい。

それでは、この議題については以上としたいと思います。

平岡委員長：議題の9「令和5年度重点施策について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長より資料第9号に基づき、議題9「令和5年度

重点施策について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見、お願いいたします。

はい、どうぞ。

宮長委員：認知症の対応としては、この事業というのは非常に重要で、特に今問題になっているのは、認知症の当事者の方とご家族、関係者の意向を本当に大事にしていくということが、今、日本の認知症対策の言わば中核的な部分になっていると思いますね。

そういう点で、特に（２）で認知症本人の交流会の開催も挙げられていますが、全国的には、認知症当事者の方々のサロン活動を日常的にやっているような場所があったり、色々な取組が進んでいますよね。それから、認知症の介護をしている家族の会の集まりを定期的、自主的にやっているところもたくさんございますね。

そういう意味では、年４回、高齢者あんしん相談センターでやるということなのですが、そのときに、認知症の当事者の方々の意向をまず優先して高齢者あんしん相談センターの方々が伴走者としてサポートしていくというのがすごく重要だと思いますね。

区のこの４回というのを、例えば、サロン活動として広げていくことも必要だと思いますね。

そういう点で、区の今後の、特に認知症本人交流会の開催についての発展をさせる構想等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

宮部地域包括ケア推進担当課長：ありがとうございます。

まず、認知症の方につきましては、今は認知症カフェというものをやっています、認知症の方が必ず来ているわけではないですが、それから、若年性認知症の会で「シエルブルー」というものをやっています、そちらのほうには若年性認知症の方もご参加をいただいています。

そういった中で、色々認知症の方のご本人の意向をお伺いして、近所にお出かけするとか、レクリエーションみたいなものをやるというような活動をしております。

そういったことを参考に、各高齢者あんしん相談センターでも、認知症の方ご本人にお集まりいただいて、先ほど宮長委員おっしゃいましたとおり、伴走者としてその会をどういうふうに作っていくかというのが、高齢者あんしん相談センターの職員のスキルなどが求められていると思いますので、高齢者あんしん相談センター、それから、文京区社会福祉協議会の専門職の知見なども借りながら作り込みについては考えていきたいと思っています。

初めての取組ですので、各高齢者あんしん相談センター1回ということなのですが、今後やっていく中で、もう少し数を増やしていくなど検討できればと思っています。

あとは、「チームオレンジB u n k y o サポーター」の活動というもので居場所ができていたり、そういう展開になっていけば、本人交流会から派生した活動や色々な展開を考えていけるかなと思っていますので、まずはこちらの本人交流会を1回ずつ開催してみて状況を見ていきたいと考えているところでございます。

平岡委員長：宮長委員、どうぞ。

宮長委員：今、区のほうでも、今後いろんな施策で、縦横に充実させていくという方向を語られたと思いますが、ぜひ、認知症の当事者の方々の意向をくんで、自主的な活動が広がるような施策の展開をお願いしたいです。

文京の場合は「チームオレンジ」が中心になるということなのかもしれませんが、やはり、認知症の方々が安心して安全に暮らせるまちをつくるというのは行政の課題だけではなくて、私たち区民の側の課題でもあると思います。

認知症の方に安全安心なまちというのは、社会的な弱者の方々に総じて優しい安全なまちにつながってくるとと思いますので、私はやはり「チームオレンジ」ができる限り、区民的な自主的な活動につながっていくような方向で動いてもらったらいいなと思います。

例えば、隣の豊島区で私、「オレンジ認知症セーフコミュニティ豊島を作る会」の会長もやっています、自主的に映画会をやったり、認知症の講演会をやったり、豊島区はたまたまそういう区民活動に対する補助金制度があるものですから、それを使わせてもらってやっています。

そのような自主的な区民活動が縦横に広がっていくことで、大牟田市などで

やられた、認知症の方々がいなくなったときの市民挙げての搜索といますか、そういう活動みたいなものにもつながっていくのではないかと思います。

ぜひその点では、区民の自主的な運動の強化という側面も考慮して、今後施策を展開していただきたいと思います。

以上です。

平岡委員長：ありがとうございました。

では課長からご説明を。

宮部地域包括ケア推進担当課長：ありがとうございます。

自主的な活動に「チームオレンジ」の活動になるようにということで、先ほどの事業案内の（１）に、認知症の家族を地域で支えるサポーターの養成というところで、今後、ステップアップ講座を卒業されて、地域で「チームオレンジ」の担い手となっていく方を、講座が終わっていきなり一人立ちしていただきというのではなくて、区のほうも伴走しながら、社会福祉協議会とも連携し、継続的にできるようにサポーターの交流会とか、スキルアップの講座など、なるべく自主的な活動をサポートしていけるようなことを今後考えていきたいと思っていますところでは。

平岡委員長：どうぞ。

中西委員：公募区民の中西です。

高齢者見守りあんしんライトについてですが、私の友人がひとり暮らしで、「これをつけたことによって安心して暮らせる」ということを言っていました。それで、利用料金が無料ということなのですが、これがいつまで無料なのか教えていただきたいと思います。

平岡委員長：はい。

宮部地域包括ケア推進担当課長：利用料金につきましては、こちらは現在、東京都の補助金を活用して、都から全額が出ている状況で、令和6年度までは無料という形を考えております。

7年度以降につきましては、実績等を踏まえながら検討していければと思っています。

中西委員：ありがとうございました。

平岡委員長：はい、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

木村委員：文高連のクラブの連合会の代表として、今の実態をちょっとご紹介させていただきますと思います。

本当にこの三、四年前からのコロナの期間というのは高齢者にとっては大きな期間だったと思います。例えば、19クラブある地区がありました。それが今現在、つい最近2クラブが、中心者が高齢になってクラブを運営していけないということで、11になりました。これが実態ではないかと思います。

一番の要因はクラブの中心者が本当に高齢でちょっともう動けないというような実態で、クラブとしてやめるとような現状です。

その下に、十何人単位でいらっしゃるわけですが、中心者がいなくなると本当全員いなくなっちゃうという状態を非常に危機感を持っています。

クラブの体験事業とか、色々なことをやって会員の募集を凶っていますが、それも限度があるなと思っています。

今後、皆さん70になっても働いて、クラブにまだ入ってこないというのが実態だとすると、高齢化、上のほうはもう完全に高齢になるということで、本当に厳しい状況がありますので、高齢者あんしん相談センターとも連携して、今後より一層進めていきたいと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

平岡委員長：ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

では、どうぞ。岩波委員、お願いします。

岩波委員：岩波でございます。

私のほうから、先ほど宮部課長からご紹介があった「シエルブルー」に参加している者として、一言ご紹介させていただこうかなと思っています。

若年認知症の会というところに参加しておりまして、認知症の人と家族の会の東京都代表の方などとお話しする機会も多いものですから、日頃参加する中で、随分認知症の方々に対する関心が広まってきており、学生さんの関心も深くなっております。

そういう形で、私どもも、こういう方々がいらっしゃるということを支えの中でやっていきたいと思っています。こういう機会にご紹介させていただ

きたいと思って、ご発言させていただきました。ありがとうございます。

平岡委員長：ありがとうございました。

鈴木委員、どうぞお願いします。

鈴木委員：今のお話に関連して、認知症サポーターの講習を受けた方は、本当にたくさんいらっしゃるんですね。オレンジの腕輪を持っている方はたくさんいらっしゃるのですが、活躍する場がなかなかなかったんですね。こういう組織ができるということは、とてもいいことだと想っております。よろしく申し上げます。

そして、もう1つ、3番目のフィットネス教室が今年度も継続されるということで、6か所から8か所に増える。昨年度受けた方は、また受けられますでしょうか。

宮部地域包括ケア推進担当課長：シニアフィットネス教室につきましては、今6か所で実施しております。4年度券を受け取った方も、5年度も利用していただくことができます。今、区報で募集をしているところでございます。

平岡委員長：ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。

では、予定していた議題は以上ということになりますが、その他、何かございますか。岩波委員、どうぞ。

岩波委員：介護保険課長に教えていただきたいのですが、東京都23区内で介護支援連絡協議会を作っていない区というのは文京区、千代田区、葛飾区しかないんですよね。あと20の特別区には介護支援連絡協議会等作っているのですが、それは何か背景があるのでしょうか。

大田区や渋谷区に講演を依頼されまして、連絡協議会のほうに行ったりなんかしているんですが、すごくいいこともありまして、本日、歯科医師会の先生方もいらっしゃいますが、顎骨壊死の問題というのは、やはり日頃から出ております。

それで、私たち、介護支援専門員としても、そういうふうな話題が出ると、施設のほうとかにそういうのにお話をしたりして、予防にもなりますし、居宅介護管理指導のほうにも書いてもらうように、主治医さんのほうにお願いしたりしております。

それから、昨年11月からは、蜂窩織炎ですか、いわゆるむくみのある方々が、

足が腫れ上がって痛みを生じるのが流行ってきたということでした。

また、1月からノロウイルスが流行したとか、そういう話もあったり。

ここでも、介護支援専門員が足りないという話の中でそういうやり取りをする場があるわけなのですが、結構、私としては、メリットとしては大きいなど思っているんですね。そういう介護支援連絡協議会というのをぜひ作っていただきたいと思っているのですが、委員長、いかがでしょうか。

そういうふうに提案したいと思って、委員会として皆さんの合意を得て、区のほうに働きかけていただけないかなと思っております。

平岡委員長：はい、ありがとうございました。

では、委員の皆様からご意見があればいただきたいと思いますが、まず、なぜこれまでできていなかったのかという事情はどうなのかということですが、課長さんのほうから何か。

阿部介護保険課長：介護保険課長です。

今ご指摘のとおり、3区では確かに協議会ができておらず、私もその経緯は申し訳ございませんが存じ上げていないところでございますが、ご意見も踏まえて、そこは研究課題かなと考えてございます。

平岡委員長：高齢者あんしん相談センターが地域の介護支援相談員、ケアマネの方の支援をするというのが役割に入っているわけですが、そういう取組の延長線上で連絡協議会などができるということかと思いますが、どうなのでしょう、高齢者あんしん相談センターのほうで色々支援をされたり、交流されたりしていくかと思いますが。

もしセンター長さんいらっしゃれば、お願いできればと思います。

中谷センター長：高齢者あんしん相談センター本富士の中谷といいます。よろしくお願いします。

ケアマネジャーとの交流会や勉強会というのは、今のところ圏域ごとにやっているというところがあります。情報共有につきましては、区のほうで行っている事業所部会とか、そういうところで行っており、確かに、連絡協議会みたいなものは今ない状態なんですね。

ただ、我々各圏域で、圏域ごとの課題もあったりするので、それはそれで意味があるのですが、全体で考えるときにどうするかというのがやはり課題にな

るのかなと思いますので、今後検討していただけるとありがたいと思います。

平岡委員長：はい。いかがでしょうか。どうぞ、はい。

飯塚副委員長：文京区はもともとそういう組織的な部分がないんですね。

今、日本介護支援専門員協議会、東京都介護支援専門員協議会というところがございます。色々と城北地区だとか分けて、東京都の介護支援専門委員会の中でも、地域を分けて行動は行っております。

その中でやはり、活発な区とそうでない区があるというところで、自治体全体でそれをやるかどうかというところは、考え方だと思いますが、今のところ文京区は入っていません。一時その動きはあったのですが、いつの間にか消えてしまったというのが現状でございます。

会費も結構高くなっておりますので、そのところでどうするかというのは、やはり文京区で決めていく必要はあるのかなと思います。

平岡委員長：ありがとうございました。

会費も取っている組織というのは、専門職団体という性格のものですね。

飯塚副委員長：そうです。

平岡委員長：お話しになった連絡協議会というのは、協議をする場をつくるということに中心があるもので、公的な性格のものという面もあるかと思いますが、どういう形でそういう組織化が進むのがいいのかどうかということなんですかね。どうぞ、はい。

岩波委員：ぜひ、情報共有の場として、どこに介護支援専門員がいるのかというのは介護保険課がよく知っていると思いますものですから、まずアンケートとかそういうのをやられたらいかがかなと思っております。

協力はいたしますので、もしやるようであれば、ぜひお考えいただければ、よりよいことができるのかなと思っておりまして、ちょっと提案させていただきました。

平岡委員長：事務局でもご検討いただいて、次回以降のこの委員会でも何らかの形で議論をする場を設けられればと思います。よろしいでしょうか。

岩波委員：どうもありがとうございます。

平岡委員長：はい、ありがとうございました。どうぞ、はい。

飯塚副委員長：今日の議題にはないのですが、前回、人材不足というところでお

話しさせていただいたのですが、たまたま3月24日の日経新聞ですが、大きな見出しで「施設閉鎖 戸惑う介護難民 コロナ、物価高、人手不足の三重苦 倒産最多、支援が急務」というのをを見て、まさに全国的に人手不足というのが始まっていると感じました。ここでは「国や自治体による支援の強化が急務になっている」ということがあるんですね。

今回、今まで、福祉避難所に協力する施設に対しては、借上げ制度というものがあつたのですが、今回、在宅系においても再来年からこの制度が満たされるということがあって、在宅系にも借上げ制度ができたという一つの朗報はあるのですが。

全国的に人材を皆さん獲得したいという気持ちはあるんですよ。東京都、23区にしても、この制度はみんな全国的に同じですので、文京区に人を集めるには、文京区ならではのこういうことをして人を集めているんだと、23区の中でも文京区はこういう方法によって人が集まってきたよというような施策を何か考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。文京区としてどういう人の確保にご協力をしていただけるのか。

当社においても本当に人手不足というところで、無資格の人たちを、初任者研修、また、実務者研修をするなどして人集めしているのですが、なかなか人が集まってこないというのが実情なので、そのところを自治体としてどう考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいです。

平岡委員長：はい。

阿部介護保険課長：介護保険課長よりお答えします。

文京区では、これまでも、職員の方の住宅費補助とか、初任者とかの実務者研修受講費補助、それから、アクティブ介護というところで、介護の仕事についての魅力を広く発信するような事業を行ってきてございます。

宿舍借上げ支援事業についても、東京都のほうでは令和4年度から、福祉避難所だけでなく、災害時協定やその他の事業所にも対象が拡大されたことを受けまして、文京区でも地域密着型の事業所等については、令和5年度から、これまでは福祉避難所に指定された事業所だけだったところが、災害時協定を締結した事業所、それから、その他の事業所、災害時協定のところは8分の7という補助率なのですが、その他の事業所については2分の1補助というところ

で、補助率は下がってしまいますが、そういう意味で、対象の事業所は拡充して、支援をしていくところでございます。

人材不足というところの課題にはまだまだ、区としても継続的な支援というところはやっていかなければならないと思いますし、それだけでは足りないというところはまた今後、研究していかなければいけない部分とは思っていますので、そこは継続して区としても事業所に対する支援というところは続けていきたいと考えてございます。

平岡委員長：はい。

宮長委員：関連して、私もその発言をした一人なので、お願いしておきたいと思っています。

実は、今度文京区で、令和4年度から東京都の補助要綱でも、福祉避難所の指定を受けられなくてもいいよというふうになったと。ただ、正直言って、そうなったものの、手を挙げる自治体が令和4年度は本当に少なかったというのが実態ですね。

そうすると、課長さんに伺いたいのですが、いわゆる福祉避難所に指定する、しないという問題は、要するに、防災対策としての観点からの職員の近在での確保という対策としてなっていると。財源の保証はそうなっているということで理解してよろしいですか。

なぜ私がそのことを言うかということ、私、認可保育園もやっているのによく分かるのですが、この間も来年度予算の保育園に対する保育士の借上げ社宅制度の国の予算措置を見たのです。ちゃんと書いてあるのが、保育士の確保対策だという観点なのです。つまり、防災対策ではないんです。労働対策として保育士を確保するというふうに入っている。

ですから、例えば、ある区によっては、埼玉に住んでいる職員の住宅も、例えば私のところの職員だったら、私が借りることにして、職員に入ってもらおうと、8分の7補助されるわけです。もう保育と介護では、雲泥の差です。

やはり問題は、国を含めて、財源措置をどうしているかということに起因していると私は睨んでいますね。その辺のことを私としては聞いておきたいということなのです。

平岡委員長：はい、どうぞ、お願いします。

阿部介護保険課長：介護保険課長よりお答えいたします。

東京都は都の財源の中で、広域の事業所等については支援をしているところ
です。地域密着型の事業所については、区のほうが支援というところでござい
ますが、その補助金については、東京都の高齢社会対策区市町村包括補助金が
充当され、上限は決まっていますが、その基準額の範囲内で東京都の補助金が
充当されるという点では、区としては支援しているところです。

確かに、保育の人材確保よりは、財源的には手厚くはないですが、少なくと
も、都の補助金を活用しながら、そういった宿舍借上げ支援事業については今
後も対応していきたいと考えております。

宮長委員：飯塚副委員長がご指摘になったところは、まさに、その問題なん
ですよ。

飯塚副委員長：東京都だとか国からの補助だけでなく、文京区としての予算もつ
けていただけないのかなと思ったわけです。

平岡委員長：ありがとうございます。どうぞ。

阿部介護保険課長：確かに、都の補助金だけで今回拡充する部分については全部
賄い切れないところは、区の一般財源を充当して対応してまいりますので、ま
ずは予算の中でそこはしっかり対応していきたいと考えております。

平岡委員長：はい、どうぞ。

宮長委員：私が今言ったように、防災対策という観点、それはもちろん重要な
ですよ。だけど、一方では保育のほうは、国からもずっと、保育士確保対策の
お金として国家予算で予算化されているわけです。

もともと、福祉避難所で、例えばグループホームが、福祉避難所の内閣府が
作った規定に準拠しなければだめだなんて言われたら、もともと民家改修型の
グループホームが圧倒的に多かったんですよ。そうすると、国の基準を当ては
められたら、どこのグループホームも全然当てはまらないですよ。

問題は、そういうところで防災にこだわって、防災だけしかやらないという
観点が僕はどうなのかと思うわけです。

ただ、福祉避難所は自治体も含めて設置することになる、だけど、早くても
3日はかかったりするわけです。その間、認知症の人たちをどうするのかとい
ったときに、とにかくグループホームの廊下でも、職員の事務室でもいいから、

寝てもらおうような方策を講じようというふうに、我々事業者のほうは思っているわけです。

もともと厚生労働省が、定員を超過しても減算しないよと決めたのは新潟県の中越地震です。あのときに通達が急遽出て、廊下でも何でもいいから寝てくれと。それをそのまま介護のほうは引き継いでいる。保育のほうは保育士確保対策でお金をどんどんつぎ込んでいます。ここの構造をやはり区なり都のほうはどうやって打ち破っていくかというところで意見をまとめていかないと、私は変わらないと思いますので、その辺、区のほうはどういうふうに思っていますか。

平岡委員長：はい。

阿部介護保険課長：介護保険課長よりお答えします。

確かに、スタートは福祉避難所の指定を受けた事業所というところで今回の宿舎借上げ支援事業はスタートしていますが、その他の事業所というところは補助率は下がってしまいますものの、対象としては全ての事業所というところで広がっている部分がございますので、まずはそちらの補助制度をご活用いただく中で、区としても手を挙げていただく事業所については支援をしていきたいと思っておりますので、まずは制度が拡充された部分をしっかりと周知させていただいて、支援をしていければと考えてございます。

平岡委員長：はい、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

今の事業の問題と併せて、やはり今後、色々な事業の再開と申しますか、経済の状況がよくなっていくとか、それから、若年人口が減少するとか、そういうところで、人材確保の問題はなお難しくなってくる部分もあるかと思っておりますので、次期の計画策定の中で、区としてやはり明確なメッセージを打ち出してほしいというご要望も多いのではないかと受け止めましたので、また今後のこの委員会でも検討課題にしていければと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。その他の点についてはございませんか。

木村委員：お願いします。

平岡委員長：はい、どうぞ。

木村委員：ちょっと悲観的な発言をさせていただきましたが、実は昨日、シビックセンターの大ホールで文京の合唱の集いがありました。250チーム、クラブと

どうか、高齢者クラブではなくて、文京区のコーラスの団体です。

その中に私ども文高連のクラブの代表が、平均年齢80歳です。80歳の方が意気揚々と20歳ぐらい若い声で、他のクラブに負けない合唱をやって、一人一人が輝いているなど思っていました。

色々なことがこれからもあるし、また、今、色々なご意見もありましたが、本当に一人一人が輝けばということをつくづく昨日痛感させていただきました。悲観的な発言いたしました。光を見たとき、そんな気持ちで昨日参加させていただきました。ありがとうございました。

平岡委員長：最後締めくくっていただいたような大変よいお話だったと思います。

今日は色々な活動に取り組んでいる委員の方からのご報告もありまして、大変有意義な意見交換もできたかと思えます。

それでは、事務局から、席上配布資料等についてのご説明ということでお願いいたします。

宮部地域包括ケア推進担当課長：それでは、その他、事務局のほうから何点かご報告等をさせていただければと思います。

去る3月15日に、令和4年度の区政功労表彰式が執り行われました。今年度は、地域包括ケア推進委員会から平岡委員長が受賞されましたので、ご報告させていただきます。おめでとうございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それから、2点目ですが、来年度は高齢者・介護保険事業計画の改定年度になります。次期計画は令和6年度から8年度の3か年の計画になります。委員の皆様には進捗に合わせて委員会でご報告させていただきますので、ご協力をよろしく願いいたします。

また、現在、協定を締結している東京大学高齢社会総合研究機構の知見を得ながら、都市型の24時間在宅ケアシステムの構築について検討を進めております。こちらにつきましても、検討状況を来年度の委員会でご報告させていただく予定にしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは最後に、次回の委員会日程ですが、5月下旬頃の開催を予定しております。委員長と日程を調整次第、皆様にご連絡をさせていただきます。

平岡委員長：本日は熱心なご議論ありがとうございました。

以上をもちまして閉会とします。